



海田町公式ホームページ 携帯電話版
http://www.town.kaita.lg.jp/mobile/

インフォメーション

お知らせ

海田町フェイスブック運用中！
アクセスはこちらから
http://www.town.kaita.lg.jp/

催し

Event

旧千葉家住宅一般開放

問 生涯学習課
☎ 823-9217
☎ 823-9256

○今月の一般公開日

日時❖7月5日(日)、9日(木)、19日(日)、23日(木)10時～16時
見学科❖無料(事前申し込みは要りません。直接裏門へお越しください)



小学校のグラウンド無料開放

問 生涯学習課
☎ 823-9217
☎ 823-9256

○今月の無料開放日
日時❖7月19日(日)9時～17時
会場❖海田小学校、海田東小学校
申し込み❖不要(直接学校へお越しください)

サマージョイントコンサート

問 音楽ボランティア
SAKURA GARDEN
☎ 090-3880-2247
(長谷川)

日時❖7月18日(土)18時30分～20時
場所❖福祉センター1階ロビー

出演❖

シンガーソングライター 橋高優士
二胡アンサンブル 一陣風(いちじんぷう)

共催❖海田町社会福祉協議会

ふれあいサマーコンサート

～コーラスとアンサンブルの祭典～

問 音楽祭実行委員会
事務局(生涯学習課内)
☎ 823-9217
☎ 823-9256

日時❖7月12日(日)13時30分～(13時開場)

場所❖ひまわりプラザ4階 ひまわりホール

出演❖①広葉会(大正琴) ②ひまわりブラスキッズ③マリノコーラス④海田プリティハーモニカ⑤コーラスひまわり⑥KAITAフルートアンサンブル⑦コール「かのん」⑧WARAOUYA⑨ユキ園⑩サンフラウィズ⑪みんなであうたおう(合同合唱)
入場料❖無料

募集

Invitation

シルバー人材センター新規会員

問 海田町シルバー人材センター
☎ 823-2733
☎ 822-5512

入会説明会を開催します。

入会資格❖町内に在住で60歳以上の健康で働く意欲のある人

業務内容❖施設管理・一般企業清掃・機械除草・せん定・自動車運転・水道検針・家事援助・育児支援(看護師または保育士を含む) など

日時❖7月7日(火)、21日(火)13時30分

場所❖シルバー人材センター(つくも町6-13)

ビーチボールバレー大会

問 生涯学習課
☎ 823-9217
☎ 823-9256

日時❖8月30日(日)9時(8時30分受け付け)

会場❖海田中学校

対象❖町内に住、在勤、在学、公民館講座など町内のクラブで活動している人

部門❖

①女性の部(女性のみで編成されたチーム。ただし、65歳以上に限り常時1人までの男性の出場可能)
②混合の部(男性および女性で編成)

第65回 社会を明るくする運動
受け入れる 社会の支えが 大きな力

問 社会福祉課
☎ 823-9207
☎ 823-9627

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」
「社会を明るくする運動」はすべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くこととする全国的な運動です。

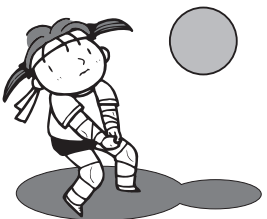
今年も、7月を強調月間として、全国的にこの運動が展開されます。

町内では、7月12日(日)に、海田町保護司会、海田町更生保護女性会、町が協力して、ユアーズ東海田店の前でキャンペーンを実施します。

昨今失われつつある社会の連帯感を回復し、犯罪を誘発しない社会環境を築くとともに、犯罪・非行に陥った人たちの更生に対し、町民の皆さんの温かい御理解、御支援をお願いします。



されたチーム。ただし、男性1人または2人が常時出場)
参加費❖1人300円
申し込み❖8月17日(月)までに参加費を添えて、生涯学習課へ



戦没者遺児による

慰霊友好親善事業の参加者

問 (一財)広島県遺族会
☎ 247-1216

先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象として、父などの戦没した旧戦域を訪れ、戦争犠牲者の慰霊追悼を行うとともに、地域住民との友好親善を図ることを目的としています。また、本年は終戦70周年記念事業として洋上慰霊を実施します。

実施地域❖マリアナ諸島など13地域
実施時期❖平成28年3月まで

参加費❖10万円

申し込み❖電話で広島県遺族会まで※実施地域により申し込み締切日が異なりますので、詳細は広島県遺族会事務局までお問い合わせください。

オオキンケイギクの防除にご協力ください！

問 生活安全課
☎ 823-9208
☎ 823-7927

オオキンケイギクは特定外来生物に指定されています。特定外来生物とは、海外起源の外来種で、生態系や人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのある生物で、外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)に基づいて指定された生物のことです。特定外来生物に指定された生物は、飼養・栽培・保管・運搬・販売・輸入・野外に放つこと・種をまくことなどは原則禁止されており、違反した場合には罰則が課せられます。



※環境省中国四国
地方環境事務所
提供